

第4回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後13時55分～午後14時45分

2 開催場所 大月市民会館3階控室

3 出席委員

1番	西村 恒男	2番	矢頭 恵造	3番	藤本 賢治	4番	原 泉
5番	山田 政文	6番	平山 正幸	7番	欠 席	8番	小俣 好三
9番	小宮 広督	10番	久嶋 昇	11番	安藤 睦美	12番	小俣 英二
13番	三枝 正幹	14番	庄司 有紀				

欠席者 7番 斧田 孝久委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第10号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第11号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第12号 農用地利用集積計画(案)に対し意見を求める件

日程第3 報告第4号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、挨拶をさせていただきます。私は4月1日付の人事異動によりまして、農業委員会事務局に配属になりました、岸野と申します。

何分初めての部署でございますので、委員の皆様のご指導ご鞭撻をよ

ろしくお願い致します。

簡単では有りますが、あいさつとさせていただきます。

それでは会長あいさつ、西村会長よろしくお願いします。

会 長 年度初めのお忙しい時期に、何かと行事が有るかと思えますけど、お集まり頂きましてありがとうございます。

今、あいさつが有りましたとおり、岸野さんがこの部署が初めてだそうですので、何分お手柔らかにどうぞ宜しくお願いします。

今日も 3 条案件・5 条案件が幾つか有りますが、どうぞよろしくお願い致します。

事 務 局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会 長 本日は斧田孝久委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事 務 局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

8 番、小俣 好三委員、9 番、小宮 広督委員を指名致します。

日程第 2 議案第 10 号

議 長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 1 ページ、3 ページの地図と 4 ページの写真を併せてご覧下さい。

議長

山田委員

議長

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号 2、議案書の 1 ページ、5・7 ページの地図と 8 ページの写真
を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡、同じ
く〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

次に、〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡、同じく〇〇〇〇
〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡です。併せて〇筆で〇〇〇㎡です

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇・〇〇番〇の場所は県道沿い〇〇
〇東側〇〇より〇〇m程の所に有ります。

また、〇〇〇〇〇〇〇〇番・〇〇番〇の場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇裏に
なります。

譲渡人の〇〇〇〇は、現在、〇〇に入所されており、また家族も農作業
をする者が居りません。

耕作放棄地になる事を避けるため、農作業が出来る方に売り渡し、有効
使用して頂きたいとして申請が有りました。

譲受人の〇〇〇〇は、〇〇に自宅が有り祖父母の代から周辺土地の所
有者とは知り合いで有ります。

計画では、母親と 2 人で栗の果樹栽培を計画しています。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員

17 日に会長さんそれと事務局と現地を見て来ました。

場所は今、事務局の方から話が有ったように特に私の方から言う事は
無いです。

今、話が有った〇〇〇・〇〇どちらもここに有る地図を見て頂ければ分
かるように人家が近くに繁在しているような場所です。

本件の譲渡人は、私の直ぐ近くの人で、私より 1 歳下の人ですけど、〇

○数年前から病気で自宅療養していましたけど、2 年程前から話が有ったように○○に入居しているようです。

譲受人と譲渡人は今話が有りましたように、遠縁関係になっておりまして、○○さんが母親と、母親は○○の○○をしているのですが、その場所と一緒に栗の栽培をされるようです。

病気で農作業を出来ない人が、耕作放棄地になるのを避けるために別の人に譲渡すると言う事ですので、特に問題は無いかと思いますけど、審議よろしくをお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして申請番号 3 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号 3、議案書の 2 ページ、9 ページの地図と 10・11 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、○○○○○○○○○○番・○番・○番・○番・○番・○番・○番○、地目は畑で面積は合計で○○○㎡です。

譲渡人は、○○○○、譲受人は○○○○です。

場所は、○○○○南側○○m程の所に有ります

譲渡人の○○○○は、○○○で○○○○○になっているようで、研修生を受け入れておるようですが、高齢になりつつ有り、また病気を患った事もある事から、体力面においても農地の管理が難しく成って来たため規模縮小を考え、甥である譲受人の○○○○に贈与したいと申請が有りました。

譲受人は現在、申請地の隣接地で自家消費のための露地野菜の栽培を行っております。

また、計画では許可後、早期退職をして母親と共に山菜のワラビ・フキ等を栽培する計画です。

また、申請地の○番については、現在、山林化しておりますので、非農

地証明申請を検討しているとの事です。

なお、譲渡人・譲受人とも〇〇〇に在住しておりますが、譲受人の実家は〇〇〇の〇〇に有り、申請地とは2・3分の所に有ります。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 こんにちは。〇〇地区担当委員の久嶋です。説明を致します。

先般、4月17日に午前中、会長事務局と金畑課長と現地を確認いたしました。

内容は只今事務局から説明が有ったとおりです。

現状は、〇〇〇と〇〇〇〇の丁度境になっていると言うような地域でございます。

9ページの地図を参照願います。〇〇〇〇さんは、自分と友達で職場も同じでした。

彼は農業が好きで早期退職をし、農業法人を立ち上げまして、研修生の協力を受け、現在〇〇〇耕作をしております。

この間も現場に来て頂いてお話もしたのですが、体力的に一寸限界を感じたと言うような話でした。

丁度、甥の〇〇〇〇さんが、ここで退職と言うような計画で、自分も農業をしてみたいと言うような相談を受けて現在に至っています。

〇〇さんも、〇〇から丁度5分位かかるかと言う場所に住んでいるので、特に問題は無いと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第11号

議長 続きまして、議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 ついて、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。

議案書の 12 ページ、13 ページの地図と 14 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇、地目は畑で面積は〇〇m²です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

転用目的は駐車場の造成です。

場所は、〇〇入り口から〇〇集落に向かって〇km程の所に有ります。

譲受人の〇〇〇〇は、昭和〇〇年に自宅横に作業所を設け、〇〇〇〇〇の製造を営んでおります。

現在、家族車・事業用車・従業員車等、〇台の駐車スペースが必要であり、積年の課題であった駐車場用地不足の解消のための申請で有ります。

以上ですけど、ご審議をお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の斧田孝久委員が欠席ですので、私から説明致します

西村委員 17 日に事務局と斧田委員と現地を確認しました。

〇〇さんが丁度隣で工場を経営されておられまして、仕事をやっておられました。

その入り口の横に当たります土地ですが、少し段差が有りましたけれども埋め立てをして、車を入れるようにして駐車させるそうです。

なんら問題は無いと思います。審議をよろしくお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 場所の位置が一寸分らないので、それだけ聞きたいです。

上が入り口の方。この地図で。

事務局 〇〇の入り口は、上の方になります。

反対に地図を見て頂いたほうがよろしいかと思います。

山田委員 〇〇さんは確か知っている人なのです。上がって行って左側ですね。

〇〇さんの方が高いような気がしたのですが。

西村委員

〇〇さんの方が高いですね、駐車場が。

コンクリートで舗装して有りまして、写真の手前側に写って無いのですけど、段差がついていて、そちら側に土を入れて入れるように。

山田委員

分かりました。

図面に方位とか入れておくと分かり易い。

議 長

平山委員。

平山委員

現況が宅地と書かれているのですけど、既に宅地になっていると言う事ですか。

西村委員

見た感じ石が置いて有って、昔の古い家が建っていたような雰囲気だったのですね。石の土台の。

だからコンクリートの今みたいな土台ではなかったですね。

平山委員

始末書は無かったのですか。

現況宅地として使っていて、こういう事とは違うと思います。

課税上のデータを引っ張ってきているので、宅地となっていると思うのですが、元はたぶん家が建っていたと思うのですね、家の形はもうないです。

登記簿上は畑になっているから、普通でしたら宅地を宅地にする訳ですから、そうすると以前から宅地として使っていた。

そういう経過が無いとつじつまが合わない。

普通でしたら知らずに使っていたと言う事で、始末書を出して、それから正式の売買になるかと思うのですけど。

西村委員

行政書士が出してきたので。

平山委員

余計行政書士が出してきたのがすべて正しいとは限らない。

県から何も言われていないですか。何も言わないですか。

事 務 局

工場を見せてくれとかそういう事は有りましたが、その土地については何も。

平山委員

市が県に上申する時に、農業委員会が納得済みで上げたいのですけど、全然関係ないのだったらかまわないのですけど、その辺は皆さんの判断はどうですか。

西村委員 この周りも畑は無いのですね。前が道路で後が家で。

平山委員 それは分かるのですが、ここは端だから。

西村委員 以前に多分家が建っていて、宅地として課税していて。

平山委員 課税は課税だから。登記地目は畑ですよ。農地な訳ですよ。だけど現況は宅地で、しかも農地で 5 条の申請で出て来るのであれば分かるのですが、もう既に宅地として現況が課税されているのに、本来であれば 1 回農地に戻して 5 条の申請をするのが筋だと思うのですが、後は真ん中を抜いてしまって、そうした場合今まで、良く農地法を知らずに、とか言うような、そういう始末書が、特に最近は始末書とかいらないと言う事も一寸、県のリーダーから聞いた事も有るのですが、そこを含めて農業委員会としての考え方と言うのを統一しておくべきだと思いますけど、如何ですか。

事 務 局 統一する必要が有ると思いますので、また県を含めて相談させていただきます。

小俣英二委員 古い家は壊して更地になっているので宅地と判断したのではないの。

農地のまま息子が家を建てるから、昔の話ですが農地に住宅を建てる事はそれでも昔は通っていたみたいなのですが、今はもう受ける建築屋さんなんか許可が無いと、自分たちが違法になるから一切それは出来ないのだけれども、恐らくここは、私直ぐ上に親戚が有るのですよ、よく通って、〇〇君が自分で事業しているのですよ、ちょっとした工場で、そこが事務局で言ったように道の直ぐ上の上がった所、昔は確かちっちゃい家が有った位の更地になっているのですよ、だから昔農地に家を建てて何年も経っていて古くなったから壊して、家が建っているから市の方で宅地と言う形で、恐らく元は農地だと思いますよ。

恐らくここは、宅地だったら地目の処に畑が無くなってなければいけないじゃあないですか。

畑と宅地と二つ書いて有るから、最初、私見た時に現況の地目はどっちなのかなと疑問に思ったのですよ。

平山委員 課税上は別に現況ですから。手続きとなるとそこは一端農地に戻して、5 条の申請で、駐車場なりの申請になると思うのですが、中抜きしてい

る事ですから、中抜きをするならするで、今までだったら例えば始末書で状況が分からずに、さっきも言いましたが、それと昭和 26 年の農地法の制定以前に、以前の場合は例外ですが、全く問題ないのですが、ただその後建物が建っていたのだったら問題ないのですが、取り壊してしまうと、今度は現況になるので、昭和 26 年以前と言う法律の例外と言うのが有るのですよ、適用にならないのですよね、そこを含めて県にも聞いて頂いて、県でもう今は出られないよと、そういうご意見が有ったようですが特に問題ないですよと言う事でしたら、それを条件に賛成と言うか、そういう事でしたらなのですけど、今の説明の流れでしたら賛成ですとは私はいかないかと思います。

西村委員 ○○さんが突然休まれたものですから、説明不足なのですが、急遽説明しろと言う事なのですが、その関係とかよく分からないものですから。

山田委員 今までは農地を宅地として使っていた場合は、さっき平山さんが言ったように始末書で、知らないでやっていたら、それですませていたのですよ。

今回それが無いから、じゃあ何気に畑を宅地にしちゃっていても転用手続き簡単にできちゃうのかなという、中抜きに戻さなくて良いのかと言う話も出て来てしまうので、始末書もいらないと言う話も出ているのだけれど、農地転用の意味が、何か我々がやっている事が、あまり意味が無い事になってしまうのですよ。

農地を宅地にする、そういう重大な総会で議決して行くわけなので、そこがもうやってしまっていたら手続き的に書類が出たらじゃあ賛成・反対でやりますかと言う事になってしまうので、農業委員会の存在まで問われるような話なので、ちゃんと整理した方が良いと思いますよ。

じゃあここで、条件付きで賛成を取ったとしても、今度の農業委員会で明確にしてもらわないと、一寸このままずるずると行ってしまったら、宅地に使っていたら、このままたまた農地だからそこで転用を出せば通ったら良いよと、ちょっとおかしいよね。

事務局 それでは始末書を頂く方向で話をさせていただきます。

平山委員 許可するのは県なので、よく聞いてみて県が始末書を取るよと言ったら取るし、そのまま大丈夫だよと言ったらそのまま。

農業委員会の委員さんはそういう意見が多かったですがいかがですかと相談したらいかがですか。

議長 では条件付きと言う話が有りましたので、そのような手続きをさせていただきます。

ここでは条件付きと言う事で、採決を致したいと思います。

賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。

ではそのように次回の総会の時に、また発表させていただきます。

議案第 12 号

議長 続きまして、議案第 12 号、農用地利用集積（案）対し承認を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々力君に説明を求めます。

申請番号 1 についてお願いします。

條々主事 農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇地区における利用権の説明をさせていただきます。

今回、大月市内及び〇〇〇にて農業を行っている〇〇〇〇〇〇〇が対象農地〇筆、〇〇〇㎡を新たに貸借するという事になっております。

こちらの会社は、現在大月市内にて〇〇〇㎡を耕作しております。

この農地では、ピックフェニョウルやパプリカ等の露地野菜の栽培を予定しております。

既に大月市内で耕作を開始しており、更なる拡大の意欲を持って、今回申請したとの事です。

既にある程度の規模で適切な耕作を行っており、今後も継続して頂けるものと思われま。

以上により利用権設定を行う事により、意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でも有る農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当

山田委員　○○○○○○○○○と言うか○○さんは何度か利用権設定が出て来ています。

それで今回この〇筆ですね、両方併せて〇〇〇㎡超えているのですが、これを〇〇さんに話をして、こういう事になりました。

2枚目の図面の〇〇〇〇〇〇番〇、これは元々田圃なのですが、ここは野菜を作りたいと言う事で、この土地を図面で言うと左側、西側になるのですが、〇〇さんと言う家が有って、そこの左側のそこの約〇反分、ここを既に利用権設定して有ります。

そんなような状況でございます。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 日程第3、報告事項を議題と致します。

事務局 報告第4号、転用確認証明書の報告です。19ページをご覧ください。

家の建築を確認し、転用証明書を発行しました。

以上ですけど、報告致します。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

委員の皆様から何かございますか。

原 委員 一寸お聞きしたいと言うか、出来たら検討したいと言う事ですが、昨年の 4 月 1 日から農地法が変更されて、下限法が撤廃されたと言う事で、要するに物事を早く進めたいと言う、土地が少しでも動くのを促進したいと言う考え方も有るようなのですけども、それに鑑みて農振法の指針性とかその他の事が今年の 5 月 1 日から 31 日まで農振法の除外について届け出が出来る期間が 1 ヶ月間になっていますが、そういう諸々の事を、期間を決めるのではなくて、年間を通して受け付けると、で対応すると言うそんなふうの形に出来ないのかどうか、その辺の検討をお願いしたい。

金畑課長 検討すべき課題では有りますが、ただ現状では受け付けて一定で決まると言うか、この後県の方とも調整をしていますので、随意的にやっている所も有ると言う話も承知していますが、極力毎年、これまで大月市の場合毎年出来なかった部分が有りまず、毎年順繰りにやる、それで皆さんへの説明が春になったら出来るかなという意識付けも持っている中で、その先の見通しなども、今の意見を検討させていただきますので、是非よろしくお願い致します。

原 委員 今、課長さんが春になったら出来るのかなと言う事ではなくて、春にならなくても出来るのだと、前に進めて貰いたいというふうに考えます。

今お手元に認定新規就農者制度と書いて有る紙が有るかと思います。

一応、こちらは農林水産省の資料なのですが、先程の〇〇〇〇〇〇
〇〇と言う処が、こちらの認定新規就農者に認定を求めて、大月市と富士
東部農務事務所と相談している所であります、

こちらは内容としましては、最近農業を始めた方ですとかこれから農

業を始めたいと言う人が、5年後に認定就農者と同じ位の水準の規模の農家に育成していくと言う事を目的とした制度で有りまして、これまで大月市では申請とか認定とかは今までなかったケースで有ります。

今後、今、農務事務所と相談を進めている処ですので5月か6月の委員会にて認定を図るのを目標としておりますので、今回初の認定となりますので、委員の皆様にかかれましてはあらかじめご承知の程、お願いしたいと言う事でこちら資料の方を配布させて頂きました。

また今後、図るかと思しますのでよろしくお願い致します。

山田委員 3の認定新規就農者のメリット措置と書いて有って、下の方に経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）とあるが何。

條々主事 各種補助金がありまして、それを受けた条件として認定新規就農者と言うのがあり、認定新規就農者になって条件として補助金とか融資とか有りますので、そういった物を求めてやって頂けるかなと思っていて、今の処一寸そこまで。

山田委員 言葉が分からないのだよ。

條々主事 一寸そちらについては、申請が上がって来てないので、我々も一寸不勉強で把握はしていないのですけど。

一般的にゲタと言うのは、作物の値段に上乘せと言う形ですね。

ナラシが安い者との調整とか、そんなように使われるようです。

議 長 山田委員よろしいでしょうか。

山田委員 はい。

議 長 他にはありませんか。

無いようですから、前回の総会の時に竹下さんが退職されましたので、送別会と思って計画を立てようと思ったのですが、矢頭職務代理と相談した結果、竹下さんは〇〇〇〇〇にお住まいで、新しい職場に今ついて仕事を始めた所です。

竹下さんもお忙しいみたいで、こちらの事務局も新しくなったのでお手数をかけても悪いかなと思って、花言葉が感謝と言う花言葉の花を簡単ですけど、送らせて頂きました。

それで送別と致したいと思いますがよろしいでしょうか。

それから今日は、閉会后、産業観光課産業振興担当からお願いが有りますので、少々お時間をお願い致します。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和 6 年第 4 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 6 年 4 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和 6 年
第 4 回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会